4月1日%市役所の組織

市では、4月から組織の一部を再編成します。市民の皆 さんへのサービス向上、業務の効率化、法改正への対応を 目的とするものです。以下に主な変更点をご紹介します。

☎724·2108

2050·3085·3139

※各部の業務内容についてのお問い合わせ先は、 本紙6面の「市庁舎内の窓口・問い合わせ先一覧」をご覧下さい。

いきいき生活部・保健所 ~いきいき健康部が2つの部に分かれます



高齢者福祉課 介護保険課 保健企画課 保健対策課 健康課



新組織

生い 活き 保険年金課 高齢者福祉課 き 介護保険課 保健総務課

健康推進課 保健予防課 生活衛生課

※本紙4面もご覧下さい

いきいき生活部の主な変更点

「高齢者福祉課」と「介護保険課」の業務の一部を移行し、「いきいき総務 課」を設置します。

【いきいき総務課】

高齢者福祉計画等の計画策定や、介護保険施設等の整備に関すること、 介護保険事業所等の指定・指導に関することなどを担当します。

(保健所の主な変更点)

より地域に身近な保健活動を行うため、現在の保健企画課・保健対策課 健康課を新しい3つの課に再編します。

保健所内の総務や医事・薬事に関する業務等を担当します。

【健康推進課】

市民の健康増進を支援します。

【保健予防課】

地域の特性や、市民一人ひとりに合った保健活動を行います。

子ども生活部



が変更箇所

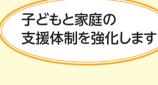
子ども総務課 児童青少年課 子育て支援課 子ども家庭 生 支援センター すみれ教室

ひなた村 大地沢青少年センター



新組織

子ども総務課 児童青少年課 ひなた村 も 保育·幼稚園課 生 子育て推進課 活部 子ども家庭支援センター すみれ教室 大地沢青少年センター



(子ども生活部の主な変更点)

子ども・子育て支援新制度への対応とともに、子どもと家庭への支援体 制を強化するため、現在の子育て支援課を「保育・幼稚園課」「子育て推進課」 「子ども家庭支援センター」の3つの課に再編します。また、青少年育成事 業を一体的に推進するため、「ひなた村」を「児童青少年課」に統合します。 【保育・幼稚園課】

保育園、幼稚園、認定こども園等の利用手続き(新たに相談・情報提供 等を担う保育コンシェルジュを配置)、及び保育料の設定・徴収、並びに施 設への運営支援・給付などの業務を担当します。

【子育て推進課】

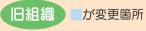
子ども・子育て支援事業計画に基づく教育・保育施設等の整備事業、及 びマイ保育園などの地域子育て支援事業や、市立保育園、地域子育て相談 センターに関する業務を担当します。

【子ども家庭支援センター】

子どもへの虐待や家庭の問題等、子どもと家庭に関する総合相談、及び ひとり親家庭への自立支援相談やホームヘルパー派遣など、子どもと家庭 の相談業務を強化するため係から課の位置づけに変更します。

市民にわかりやすく、

都市づくり部



都市政策課 土地利用調整課 交通事業推進課 ブ 地区街づくり課 建物住宅対策課 ŋ 建築開発審査課 部 公園緑地課

新組織

都市政策課 土地利用調整課 市 交通事業推進課 づ 地区街づくり課 住宅課 ŋ 建築開発審査課 部 公園緑地課

都市づくり部の主な変更点

利便性も向上します 市民サービスの向上と業務の

効率化のため、一部の業務を建築開発審査課に集約します。 【建築開発審査課】

現在、土地利用調整課が担当している「都市計画情報の 閲覧照会」を「建築開発に関する証明発行」と同じ窓口で受 け付けます。また、建築開発業務の体制を強化するため、 建築物の違反是正業務を建物住宅対策課から移管します。 【住宅課】

市営住宅の管理、建築物の耐震化、団地再生など住宅 施策に関する業務を担当します。

〈保健所〉4月から窓口が移転する業務のご案内

凡例 対対象 日日時 場会場 内内容 講講師 定定員 費費用 申申し込み 問問い合わせ

新しく部となる「保健所」は市内3か所に窓口があります。4月から窓口が移転する業務についてご案内します。 地図参照:市庁舎7階【地図▲】、町田市保健所中町庁舎【地図❸】、健康福祉会館【地図❸】

市庁舎7階に移転する業務【地図A】

- 予防接種・母子保健に関すること-

- ①乳幼児の健康診査
- ②母子健康手帳(母子手帳)の交付
- ③妊婦健診受診票の交付
- ④里帰り出産等の妊婦健康診査受診費用助成・医療 費の助成(養育医療等)に関する手続き
- ⑤各種予防接種・医療費の助成(結核、感染症等) に関する手続き 等

問保健予防課

①~④について=母子保健係 ☎725.5422 ⑤について=保健予防係 ☎724.4239 EXX 050 · 3161 · 8634

※上記の申請受け付け 手続きは町田市保健所 中町庁舎【地図B】、健 康福祉会館【地図●】で も行います



成人健康診査・がん検診等

●成人健康診査・肝炎ウイルス検診 ●特定保健指

導 ●各種がん検診 等

問健康推進課成人保健係

☎725⋅5178**☎**050⋅3101⋅4923

- 診療所等の開設許可・医療従事者免許等

- ●診療所・歯科診療所・薬局等の申請届出
- ●医療従事者免許の申請
- ●AEDの貸し出し 等

問保健総務課保健医療係

☎722⋅6728 **☎**050⋅3101⋅8202

町田市保健所中町庁舎に 移転する業務【地図B】

保健栄養に関すること

●栄養相談 ●栄養・食生活(母子・成人)に関する 講習会の開催 ●栄養表示に関する相談 ●食育の推

進●健康増進法に基 づく特定給食施設の 届出や栄養管理報告 書に関すること●国 民健康·栄養調査 等



問保健予防課保健栄養係

☎ 722·7996 ★▼722·3249

保健所の窓口地図



地域ごとに、健康に関する総合的な相談・指導・健診を行います

●精神保健・感染症・難病に関する相談 ●成人保健に関 する講習会等の開催 ●妊産婦、乳幼児の健康診査 ●健 康づくり推進 等

(保健予防課 町田地域保健係、南地域保健係)

☎725⋅5127**⋒**725⋅5198 健康福祉会館:原町田5-8-21 【地図●】

〈町田地域〉

旭町、金井町(藤の台団地)、玉川学園、中町、原町田、東玉川学 園、本町田(1000番以上の公社住宅を除く本町田全て)、南大谷、 森野

〈南地域〉

小川、金森、金森東、高ヶ坂、つくし野、鶴間、成瀬、成瀬が丘、成瀬 台、西成瀬、南つくし野、南成瀬

地区を「町田」「南」「鶴川」「堺・忠生」に 分けて地域活動を推進します

(保健予防課 鶴川地域保健係、堺·忠生地域保健係)

☎722⋅7636**™**722⋅3249

町田市保健所中町庁舎:中町2-13-3【地図8】

〈鶴川地域〉

大蔵町、小野路町、金井、金井町(藤の台団地を除く)、真光寺、真光寺 町、鶴川、能ヶ谷、野津田町、広袴、広袴町、三輪町、三輪緑山、薬師台 〈堺·忠生地域〉

相原町、小山ヶ丘、小山田桜台、小山町、上小山田町、木曽西、木曽東、 木曽町、下小山田町、図師町、忠生、常盤町、根岸、根岸町、本町田(10 00番以上の公社住宅)、矢部町、山崎、山崎町